

栄村 索道安全報告書（令和6年度版）



令和7年4月

栄村スキー場

第1～第3ペアリフト

1. 利用者の皆様へ

当村の索道事業につきましては、日頃のご利用とご理解誠にありがとうございます。

当スキー場におきましては経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、広くご理解いただきために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てさせていただき、ご意見を頂ければ幸いです。

さかえ俱楽部スキー場

栄村長 宮川幹雄

2. 基本方針と安全目標

I. 基本方針

当スキー場では「安全基本方針」を次のように掲げ、村長以下従業員に周知・徹底しております。

1. 村長は、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定め、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めます。

2. 職員は、次に掲げる安全に係る行動規則を理解し、輸送の安全確保に努めます。

- (1) 一致団結して輸送の安全確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いに努めること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を行うこと。
- (6) 情報は漏れのないよう迅速、正確に伝えること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な改革に取り組むよう努めること。

II. 安全目標

第4次索道輸送安全目標（令和5年度～令和9年度）は次表のとおりです。

区分	項目	内 容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死傷を伴なう事故を発生させない。
	人身障害事故	5年間の発生件数を0とする。

3. 事故等の発生とその再発防止措置

(1) 索道人身障害事故

令和6年度の索道人身障害事故はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和6年度の災害による事故等はありませんでした。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和6年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

令和6年度に行政指導等はありません。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

当村では、シーズン営業開始前に施設及び運転取り扱いについての安全教育を実施しております。また、消防署職員による救急救命講習会を実施し、全職員が受講しております。

(2) 緊急時対応訓練

シーズン営業開始前に職員一同でリフトの救助訓練を行っております。

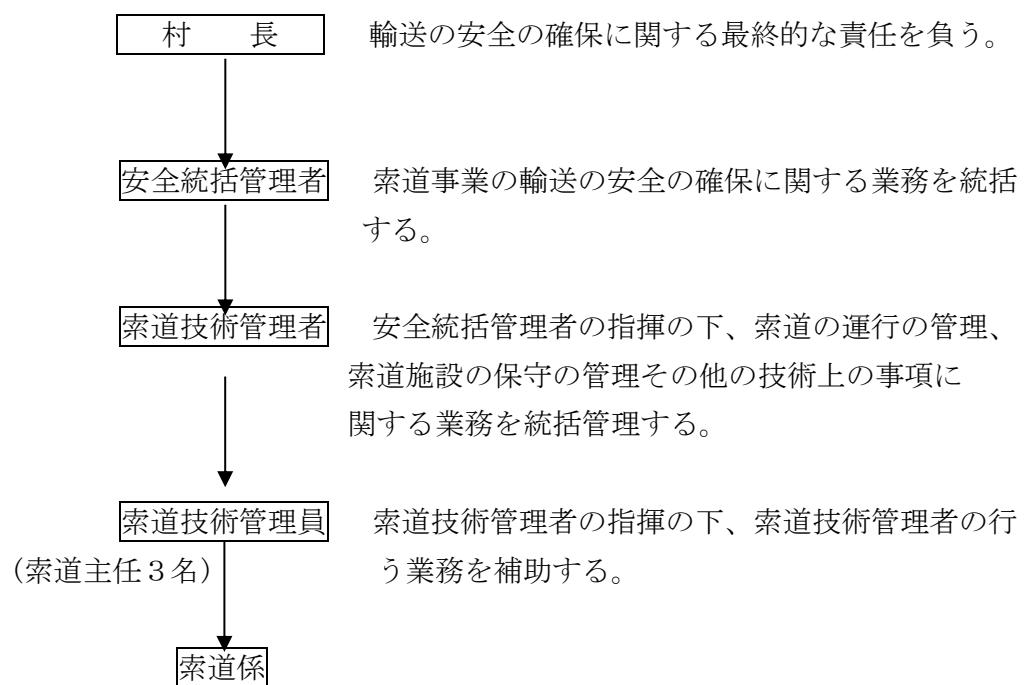
(3) 安全のための投資と支出

令和6年度から10年間の整備計画を策定しましたので、順次進めてまいります。

令和6年度はリフトワイヤー3基の交換工事を発注しました。

5. 当村の安全管理体制

村長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしております。



6. 利用者の皆様へ連絡とお願い

(1) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 搬器から飛び降りたり、搬器をゆすらないで下さい。
- ③ 衣服、携帯品、髪の毛などが施設に巻きついたり、引っかかったりしないようご注意下さい。
- ④ 小学生未満のお子様には必ず保護者の方が付き添い乗車下さい。
- ⑤ 子供さんを抱っこして乗車するのは危険です。必ず横に座らせて下さい。
- ⑥ 乗車中にリフトが止まってもあわてず、係員の指示に従って下さい。

(2) ご利用の皆様からの安全に対する意見などがございましたら、どうぞお気軽にお寄せ下さい。

7. 連絡先住所及び電話番号

〒 389-2702

長野県下水内郡栄村大字北信2903

栄村役場商工観光課 企業係

(さかえ俱楽部スキー場)

TEL 0269-87-3355 Fax 0269-87-2280

E-Mail kankou@vill.sakae.nagano.jp